

# 平塚市ソフトテニス協会規約

(平成28年4月一部改正)

## 第一章 総 則

- 第一条 本会は平塚市ソフトテニス協会といい平塚体育協会及び神奈川県ソフトテニス連盟に所属する。
- 第二条 本会の事務所は平塚市内におく。

## 第二章 目的及び事業

- 第三条 本会はソフトテニスによって会員の健康増進並びに社会的教養を高め相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) ソフトテニスの振興、普及、指導奨励。
  - (2) 地域内における各種大会の開催並びに対抗試合等の斡旋。
  - (3) 県下各ソフトテニス大会との連絡協調。
  - (4) その他大会の目的達成に必要な事項。

## 第三章 会 員

- 第五条 本会に入会する団体は所定の登録票を提出し加入する。但し、神奈川県ソフトテニス連盟の登録は当協会を経由する。
- 第六条 本会の会員が本規約による義務不履行または会員として不相当と認められたる場合は理事会の決議によりその処置を決める。

## 第四章 役 員

- 第七条 本会に次の役員を置く
- |        |       |         |     |       |    |
|--------|-------|---------|-----|-------|----|
| 1、会 長  | 1名    | 2、副会長   | 若干名 | 3、理事長 | 1名 |
| 4、副理事長 | 若干名   | 5、会 計   | 1名  |       |    |
| 6、理 事  | 各団体1名 | 7、競技委員長 | 1名  |       |    |
| 8、競技委員 | 各団体1名 | 9、監 査   | 2名  |       |    |
- 第八条 会長は総会において選出する。  
会長は本会を代表し会務を統括する。

- 第九条 副会長は総会において選出し会長がこれを委嘱する。  
副会長は会長を補佐し会長事故ある時はその代理をする。
- 第十条 理事長は総会において選出し会長がこれを委嘱する。  
理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
- 第十一条 副理事長は総会において選出し会長がこれを委嘱する。  
副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時はその代理をする。
- 第十二条 会計は理事長、副理事長が兼務することができる。
- 第十三条 監査は総会において選出し会長がこれを委嘱する。  
監査は会計及び会務を監査する。
- 第十四条 理事は本会の加盟団体より1名推薦し総会において承認する。
- 第十五条 競技委員は本会の加盟団体より1名推薦し総会において承認する。  
競技委員長は総会において選出し会長がこれを委嘱する。  
理事、競技委員は会長推薦により増員できることとする。
- 第十六条 役員の任期は2ケ年とし、総会の終了した翌日から翌翌年の総会が終了した日とする。  
補欠の役員は前任者の残任期間とする。
- 第十七条 本協会より選出する平塚市体育協会および神奈川県ソフトテニス連盟の役員は総会で推薦する。
- 第十八条 本会に名誉会長、参与をおくことができる。  
名誉会長、参与は長年にわたり協会の発展に寄与した者を総会において推薦する。

## 第五章 機 関

- 第十九条 本会に次の機関をおく。  
1、総 会            2、理事会            3、競技委員会
- 第二十条 総会は名誉会長、参与、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、競技委員長、監査及び競技委員にて構成し会長が招集する。  
総会は毎年1回定期に開催し次のことを審議する0  
1、規約の改正    2、事業計画    3、予算、決算    4、、監査報告  
5、役員の選出    6、その他本会の運営に必要な事項  
但し、必要に応じ臨時に行うことがある。
- 第二十一条 理事会は理事長、副理事長、理事および競技委員長で構成し必要に応じその他の役員を加えることができる。
- 第二十二条 競技委員会は理事長、副理事長、競技委員長、競技委員で構成し、必要に応じて特定者を指名して次の事項等につき協議し、執行に当たる。  
1、大会の企画及び運営    2、競技力向上に関する事項  
3、その他
- 第二十三条 会議の議決は出席者の過半数の同意で成立する。

## 第六章 会計

第二十四条 本会の経費は会費、補助金、参加費、寄付金及び雑収入等をもってこれに当てる。

本会の会費は毎年登録と同時に納入するものとする。

第二十五条 納入した会費は理由の如何を問わず返戻しない。

第二十五条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 附 則

本規約は平成15年4月1日より実施する。

## 附 則

本規約は平成28年4月1日より実施する。